

岩手県商工業表彰実施要綱（昭和38年岩手県告示第929号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>岩手県商工業表彰実施要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、<u>商工業の振興に関する功労者の表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2 前項の表彰は、次の各号に掲げる<u>者</u>に対して行う。</p> <p>(1) <u>商工業の組織化又は商工団体の運営に尽力し、この功績が顕著な者</u></p> <p>(2) <u>商工業の能率向上、合理化等の推進に尽力し、商工業発展に寄与した功績が顕著な者</u></p> <p>(3) <u>商工業の事業に精励し、その業績が顕著であり、地方産業の発展に寄与し他の模範となる者</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>岩手県商工観光業表彰実施要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、<u>商工業又は観光業（以下「商工観光業」という。）の振興に関する功労があったもの</u>の表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2 前項の表彰は、<u>個人又は団体であって次に掲げるもの</u>に対して行う。</p> <p>(1) <u>商工業者若しくは観光業者の組織化又は商工団体若しくは観光団体の運営に尽力し、その功績が顕著なもの</u></p> <p>(2) <u>商工観光業の能率向上、合理化等の推進に尽力し、その功績が顕著なもの</u></p> <p>(3) <u>商工観光業の事業に精励し、その業績が顕著であって産業の振興に寄与し他の模範となるもの</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	